

入間市立東金子中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日施行

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、いじめの中に犯罪行為として取り扱われるものもある。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

◎ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると認識する。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

Ⅱ いじめ問題に対する取組体制（いじめ防止推進委員会）

（１）「いじめ防止推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー（さわやか相談員）によるいじめ防止推進委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の外部機関とも連携を取る。

（２）いじめ防止推進委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳科授業」の計画、実施 ○特に配慮が必要な生徒へ適切な支援 ○学校評価による検証と基本方針の見直し	→生徒指導主任・教務主任（立案・策定） →生徒指導主任（立案・策定） →生徒指導主任・教務主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期発見	○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 ○いじめチェック表での確認 ○保護者からの情報収集 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、教育センター相談員との連携 ○学校だよりや保護者会を通じての情報収集・共有	→学年主任・担任・学年生徒指導担当 →学年主任・担任・学年生徒指導担当 →学年主任・担任・学年生徒指導担当 →学年主任・担任 →校長、学年主任 →校長、学年主任・担任
早期対応	○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのスクールカウンセラーを利用するなどの心のケア	→生徒指導主任・学年主任・担任 →生徒指導主任・学年主任・担任 →教育相談主任・学年主任・担任
重大事態への対処	○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第２８条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携	→校長、教頭 →校長、教頭、生徒指導主任 →校長、教頭 →校長、教頭、生徒指導主任 →校長、教頭、生徒指導主任 →校長、教頭

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持ち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組に教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。
- ・学級会を行い、他者の意見に共感し、自分の意見を伝える力を育む。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③規律が確立された、わかる授業の実践

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。
- ・ねらいを明確にした授業の実践。
- ・4人班を活用した学び合い活動。
- ・生徒の言葉でまとめ振り返りの時間を設定。

④自治的活動の充実

- ・各学校行事や生徒会活動などで、子供たちの主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

- ①主体的にいじめ問題を考え、教育活動全体で取り組む道徳科教育の実践
- ②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践
- ③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践
 - ・就業体験やボランティア活動、福祉体験、育児体験などの体験活動を行う。
- ④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践
 - ・少人数でのグループ活動やソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れる。

(3) 職員の資質向上のための取組（校内研修等）

- ①授業力向上のための校内研修の実施
- ②生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する生徒に関する校内研修の実施
- ③いじめに関する校内研修の実施

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開
- ②定期的な学校だよりの発行
- ③PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供。

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と子供たちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・ 全職員が「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・ 全職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ・ 年3回実施し、アンケートの分析し、必要に応じ、アンケートを利用した授業を行う。

(3) いじめチェック表の利用

- ・ 学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

(4) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②「教育相談週間」を学期毎に設定する。
- ③相談室の利用、電話相談窓口等について、生徒に広く周知する。
- ④保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤電話連絡・家庭訪問や三者相談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥公の相談窓口、相談機関について周知する。

(5) 地域との連携

- ①学校運営協議会や地域学校協働活動など、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。

V いじめへの対応

〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者生徒を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめ対応のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の3点をポイントとする。

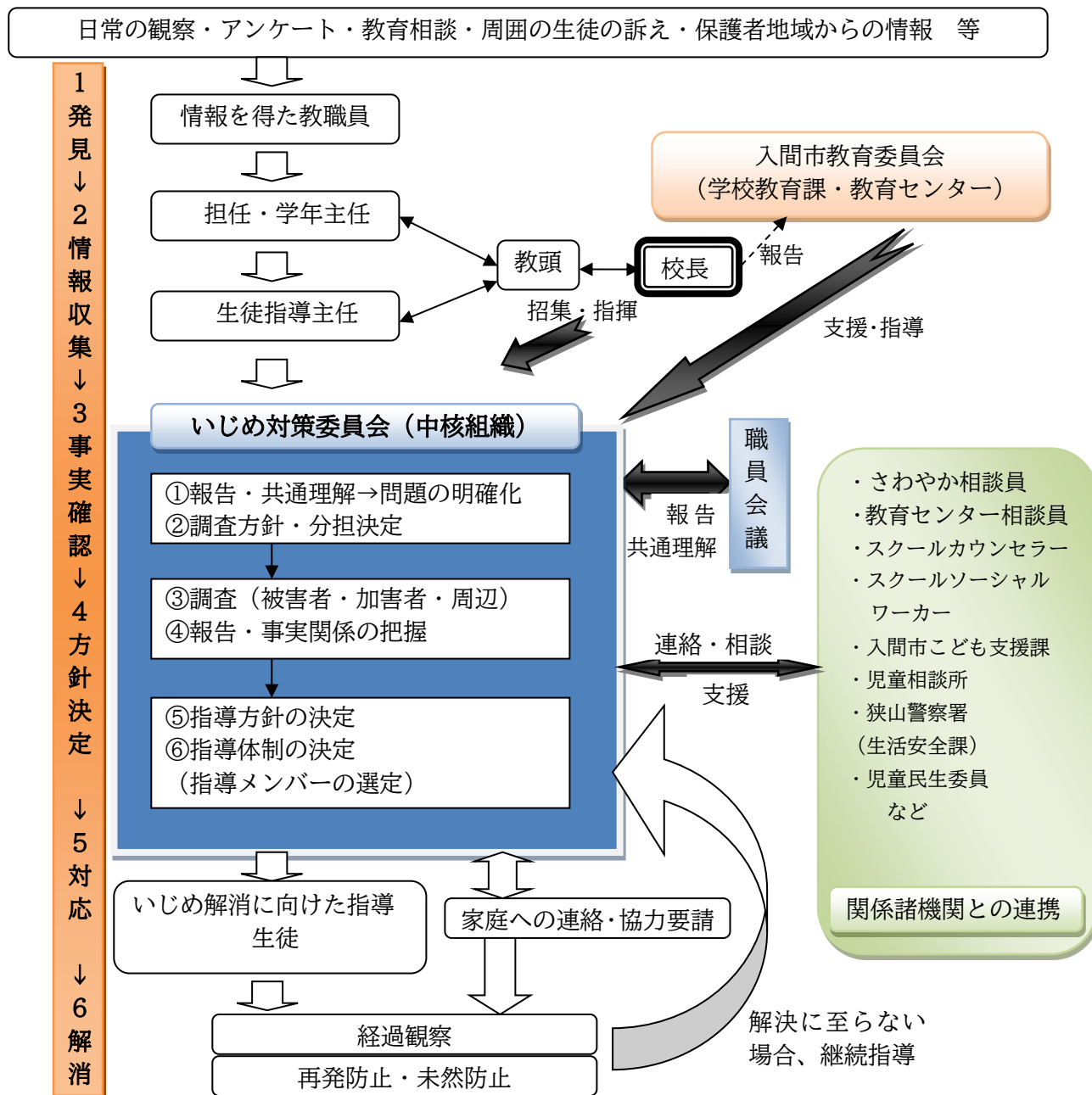
- ①いじめの情報は個人で抱えず全て組織で対応する。
- ②いじめ被害を訴えた生徒やその保護者に寄り添う。
 - ・被害生徒が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえる。
 - ・組織としてきちんと確認した上で、生徒や保護者に伝える。
- ③情報を正確に記録する。
 - ・「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する。

(2) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、管理職に報告する。必要に応じて校長はいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。なお、いじめ対策委員会の組織はいじめ防止推進委員会に準ずるものとする。

【重大事態の定義】第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



（３）重大事態が発生した場合

法第２８条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・スマートフォンやタブレット等の ICT 機器は、利用の仕方によって、ネットいじめやトラブルにつながる危険性も指摘されている。そのため、学校における情報モラル教育や日頃の指導を通して、ICT 機器を安全かつ適切に利用する力を育成し、生徒がトラブルに巻き込まれないよう未然防止に努めることが重要であるとする。
- ・現代では多くの生徒がスマートフォンやタブレット等を所持・利用している状況を踏まえ、学校だけでなく、家庭においても子供の ICT 機器の利用状況を把握し、適切に関わることが求められている。子供の安全を守るため、学校と家庭が連携し、ICT 機器の適切な利用に関する啓発を行うことが、高度情報化社会において不可欠であり、喫緊の課題であるとする。

(1) ネットいじめとは

スマートフォンやタブレット等を利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールや画像等を送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

①メールによるいじめ

②LINE・X等、SNSを利用したインターネット上でのいじめ

③画像加工や動画編集、合成、生成 AI 等のアプリケーションを使用し、
他者を貶める画像や映像を作成・共有することによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ①子供たちが使用できるスマートフォンやタブレット等は、保護者から与えられているものであり、責任は保護者にある。子供にはそれを常に自覚して使用させる。
- ②危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導やルール作りが大切である。
- ③インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤ネット上の情報はすべてが真実という訳ではなく、SNS上での他者との関わりも同様である。

Ⅶ いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ防止 推進委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 職員会議 保護者会	第1回委員会	学級開き (人間関係づくりのスキル) ソーシャルスキルトレーニング	
5		第2回委員会 集計・分析 ←	人権に関する集中指導	教育相談アンケート 二者面談
6				
7	保護者会	第3回委員会 ← 集計・分析	情報モラル教室 いじめ防止強化期間	学校生活アンケート 家庭訪問 (三者面談)
8	職員研修			
9			非行防止教室	二者面談
10				
11		集計・分析 ← 第4回委員会		学校生活アンケート 二者面談 三者面談
12			いじめ防止強化期間	三者面談
1		第5回委員会 集計・分析 ← 集計・分析 ←		学校評価アンケート 教育相談アンケート 二者面談
2		集計・分析 ←		学校生活アンケート
3	保護者会	第6回委員会	いじめ防止強化期間	